

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成30年6月7日現在

福島県		出荷制限	摂取制限
野菜類	原乳	1市4町2村※1	—
	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマナ等)	1市4町2村※2	1市4町2村※2
	結球性葉菜類 (キャベツ等)		
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		
	カブ		—
	原木シタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村
	原木シタケ(施設栽培)	川俣町	—
	原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—
	キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、下郷町、国見町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村 西会津町(ナメコ、ムキタケを除く。) 会津美里町(ムキタケを除く。) 只見町(ナメコ、ムキタケ、クリタケ、マイタケを除く。)	南相馬市 いわき市 棚倉町
	タケノコ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楡葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村	—
	ワサビ (畑において栽培されたものに限る。)	川俣町(山木屋の区域に限る。) 伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理されるワサビ(畑において栽培されたものに限る。))を除く。	—
	ウド(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、楡葉町、川内村、葛尾村	—
	クサソテツ(こごみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、広野町、楡葉町、大玉村、葛尾村	—
	クサソテツ(こごみ) (野生のものに限る。)	南相馬市	—
	コシアブラ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村	—
	コシアブラ(野生のものに限る。)	西会津町、只見町	—
	ゼンマイ	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楡葉町、川内村、葛尾村	—
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	広野町、大玉村	—
	ウバハミソウ(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町	—
	タラノメ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、埴町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、北塩原村、西郷村、泉崎村、鮫川村、川内村、葛尾村	—
	フキ	葛尾村	—
	フキ(野生のものに限る。)	桑折町、楡葉町、天栄村	—
	フキノトウ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、本宮市、田村市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楡葉町、葛尾村	—
	ワラビ	伊達市、南相馬市、川俣町、楡葉町、鮫川村、葛尾村	—
	ワラビ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、喜多方市、いわき市、広野町	—
穀類	ウメ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字釜師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)	—
	ユズ	福島市、南相馬市	—
	クリ	伊達市、南相馬市	—
	キウイフルーツ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字釜師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)	—
	米(平成23年度)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧浪川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月舘町の区域に限る。)	新田川 (支流を含む。)
	米(平成24年度)	※3(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
	米(平成25年度)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
	米(平成26年度)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
	米(平成27年度)	※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
	米(平成28年度)	※7(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
水産物	米(平成29年度)	※8(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
	米(平成30年度)	※9(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川(支流を含む。))を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、旧横川(支流を含む。)	新田川 (支流を含む。)
	ウグイ	秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(支流を含む。ただし、酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。))及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。))並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。))並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。))並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	水産物7種※10	最大高潮時海岸線(宮城県福島県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線(福島茨城県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線)で囲まれた海域)	—
肉	牛の肉※11	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	全域	6市10町4村※12
	カルガモの肉	全域	—
	キジの肉	全域	—
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、楡枝村	—
	ノウサギの肉	全域	—
	ヤマドリ肉	全域	—
	鶏肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、楡枝村	—
	豚肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、楡枝村	—
	鶏肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、楡枝村	—

※1 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大熊町、双葉町、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)

※2 福島市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、須賀川市(平成24年3月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、南相馬市(平成24年3月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成24年3月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大熊町(平成24年3月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、双葉町、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)

※3 福島県広野町、楡葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(郡部町、船引町横道、船引町中山宇小窪及び宇小窪、常盤町山根及び二市川内、有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、254林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル以内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字釜師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、大熊町(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、須賀川市(平成24年3月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、南相馬市(平成24年3月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成24年3月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大熊町(平成24年3月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、双葉町、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)

※4 福島県福島市(旧福島市、旧小国村、旧立山町、旧松川町、旧水原村、旧下川崎村及び旧平田村の区域に限る。)、郡山市(旧久久山町の区域に限る。)、いわき市(旧山田村の区域に限る。)、須賀川市(旧西條村の区域に限る。)、相馬市(旧野村の区域に限る。)、二本松市(旧江村の区域に限る。)、田村市(郡部町、船引町横道、船引町中山宇小窪、常盤町山根、常盤町山根及び二市川内、有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、254林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル以内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字釜師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、大熊町(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、須賀川市(平成24年3月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、南相馬市(平成24年3月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成24年3月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大熊町(平成24年3月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、双葉町、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)

※5 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、楡葉町、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川内村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

※6 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、楡葉町、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川内村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

※7 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、楡葉町、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川内村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

※8 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、楡葉町、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川内村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

※9 福島県川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川内村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

※10 ミナナゴ、カサゴ、コダイ、サクラマス、スマトラギ、ムラサキ、ヒメギ

※11 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。))及びと畜場への出荷を差支えないよう要請

※12 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成30年6月7日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類（野生のものに限る。）	青森市、十和田市、鰺ヶ沢町、階上町（ナラタケを除く。）

岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ（露地栽培）	大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。）
	原木クリタケ（露地栽培）	一関市、奥州市
	原木ナメコ（露地栽培）	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類（野生のものに限る。）	大船渡市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木ナメコ（露地栽培）を除く。）
	タケノコ	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町、住田町
	コシアブラ	一関市、陸前高田市（旧矢作村、旧横田村の区域に限る。）、奥州市
	ゼンマイ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	セリ（野生のものに限る。）	一関市、奥州市、住田町
水産物	ワラビ（野生のものに限る。）	奥州市
	クロダイ	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	イワナ（養殖を除く。）	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ（養殖を除く。）	砂鉄川（支流を含む。）
	牛の肉※ ¹	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリ肉	全域

宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ（露地栽培）	石巻市、白石市、東松島市、蔵王町、丸森町、富谷市
	キノコ類（野生のものに限る。）	仙台市、気仙沼市、名取市、角田市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、村田町、川崎町、大和町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。）
	タケノコ	仙台市、栗原市、大崎市、村田町
	クサソテツ（こごみ）	栗原市（旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町、及び旧瀬崎町及び旧若柳町の区域を除く。）、大崎市（旧三本木町の区域に限る。）、丸森町（旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。）
	コシアブラ	栗原市
	ゼンマイ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	タラノメ（野生のものに限る。）	気仙沼市、大崎市、丸森町
	ワラビ（野生のものに限る。）	気仙沼市、栗原市、大崎市
水産物	クロダイ	大崎市、加美町
	イワナ（養殖を除く。）	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ（養殖を除く。）	一迫川のうち花山ダムの上流（支流を含む。）、江合川のうち鳴子ダムの上流（支流を含む。）、碓氷川のうち釜房ダムの上流（支流を含む。）、三迫川のうち栗駒ダムの上流（支流を含む。）、名取川のうち秋保大滝の上流（支流を含む。）、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流（支流を含む。）、広瀬川（支流を含む。）及び松川（支流を含む。ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。）
	アユ（養殖を除く。）	宮城県内の阿武隈川（支流を含む。ただし、白石川の白幡堰堤より上流、五福谷川、内川の合流地点より上流及び雉子尾川の新栄橋より上流水域を除く。）
	ヤマメ（養殖を除く。）	白石川（支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。）
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川（支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。）及び同県内の北上川（支流を含む。）
	牛の肉※ ¹	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシ肉	全域
肉	クマ肉	全域
	シカ肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。

山形県		出荷制限
肉	クマ肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマ肉を除く。

茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ（露地栽培）	行方市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く）
	原木シイタケ（施設栽培）	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	タケノコ	土浦市、鉾田市、茨城町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（施設栽培）を除く）
	コシアブラ（野生のものに限る。）	北茨城市、鉾田市、大洗町
水産物	アメリカナズ（養殖を除く。）	日立市、常陸太田市、常陸大宮市、城里町
	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	イノシシ肉	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流（支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。）
肉	イノシシ肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシ肉を除く。

※¹ 当該県において飼養されている牛について、県外への移動（12月齢未満の牛のものを除く。）及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成30年6月7日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ（露地栽培）	矢板市、那須塩原市、上三川町、壬生町、塩谷町、那須町 宇都宮市、足利市、栃木市（旧岩舟町の区域を除く。）、日光市、真岡市、大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、 高根沢町 、那珂川町、鹿沼市、さくら市、益子町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。）
	原木シイタケ（施設栽培）	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（施設栽培）を除く。）
	原木クリタケ（露地栽培）	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ（露地栽培）	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類（野生のものに限る。）	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ（こごみ）（野生のものに限る。）	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ（野生のものに限る。）	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ（野生のものに限る。）	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ（野生のものに限る。）	鹿沼市、日光市、那須町
肉	タラノメ（野生のものに限る。）	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ（野生のものに限る。）	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	牛の肉※1	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域

群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類（野生のものに限る。）	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
	こしあぶら（野生のものに限る。）※2	前橋市（旧富士見村に限る。）、沼田市、渋川市（旧伊香保町に限る。）、藤岡市（旧藤岡市に限る。）、みどり市（旧勢多郡東村に限る。）、下仁田町、中之条町、長野原町、草津町、みなかみ町、嬬恋村、片品村及び川場村
	たらのめ（野生のものに限る。）※2	前橋市（旧富士見村に限る。）、高崎市（旧倉瀬村に限る。）、沼田市（旧利根村に限る。）、渋川市（旧渋川市に限る。）、吉岡町、中之条町（旧中之条町に限る。）及び川場村
水産物	イワナ（養殖を除く。）	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間（支流を含む。）
	ヤマメ（養殖を除く。）	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間（支流を含む。）
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリ肉	全域

埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類（野生のものに限る。）	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町

千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ（露地栽培）	流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉市、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。）
	原木シイタケ（施設栽培）	君津市、富津市、山武市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（施設栽培）を除く。）
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川（支流を含む。）並びに手賀川（支流を含む。）
	コイ	
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流（支流を含む。）ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。）
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

新潟県		出荷制限
野菜類	コシアブラ（野生のものに限る。）	魚沼市、南魚沼市、湯沢町及び津南町
肉	クマの肉	全域（佐渡市及び粟島浦村を除く。）

山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類（野生のものに限る。）	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村

長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類（野生のものに限る。）	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村（マツタケを除く。）
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
	シカの肉	軽井沢町 富士見町（ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。）

静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類（野生のものに限る。）	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

※1 当該県において飼養されている牛について、県外への移動（12月齢未満の牛のものを除く。）及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

※2 旧市町村は平成15年3月31日時点のもの

福島県		出荷制限		
県民		H23.3.21～： 下記の地域以外 H23.3.21～4:6時限： 喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市（旧郡部の区域を除く）、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浪川町、平田町、吉野町、白河市、矢野町、泉崎村、中島村、西川村、鮎川村、楢町、矢祭町、いわき市 H23.3.21～4:21時限： 福島市、新地町 H23.3.21～5:8時限： 南相馬市（福島県のうち、南相馬、大川、内川及び塩崎を除く区域に限る。）、川俣町（山本屋の区域を除く。）、 H23.3.21～6:15時限： 福島市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字駒、原町区高倉字炊屋敷、原町区高倉字七曲、原町区高倉字結木森、原町区馬場字玉台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗原、原町区片倉字行津及び原町区大字原和田城の区域を除く。）、川俣町（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、 H23.3.21～10:7時限： 会津若松市、桑折町、天栄町、榎枝村、只見町、塩原町、西会津町、会津坂下町、通川村、柳津町、金山町、昭和村、柳倉町、玉川村、広野町、柳屋町（東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、		
		H23.3.21～H23.12:26時限： 福島市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、喜野町（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、 H23.3.21～H23.3:16時限： 川俣町（山本屋の区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、		
		H23.3.21～： 下記の地域以外 H23.3.21～5:4時限： 白河市、いわき市、矢野町、榎町、矢祭町、塩崎、西郷村、泉崎村、中島村、鮎川村 H23.3.21～5:11時限： 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、通川村、昭和村、榎枝村 H23.3.21～5:25時限： 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字駒、原町区高倉字炊屋敷、原町区高倉字七曲、原町区高倉字結木森、原町区馬場字玉台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗原、原町区片倉字行津及び原町区大字原和田城の区域を除く。）、 H23.3.21～6:15時限： 福島市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浪川町、吉野町、三春町、小野町、天来村、玉川村、平田町 H23.3.21～6:23時限： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山本屋の区域を除く。）、大玉村 H23.3.21～H23.25:29時限： 福島市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、 H23.3.21～H23.11:4時限： 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、 H23.3.21～H23.29時限： 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、 H23.3.21～H23.18時限： 猪苗代町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、 H23.3.21～H23.17時限： 南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字駒、原町区高倉字炊屋敷、原町区高倉字七曲、原町区高倉字結木森、原町区馬場字玉台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗原、原町区片倉字行津及び原町区大字原和田城の区域に限る。）、川俣町（山本屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、 H23.3.21～H23.14時限： 富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、新郷村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、		
		H23.3.21～H23.14時限： 富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、新郷村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、		
	非放射性産業用 核(ホウレンソウ、 ウ、コマツ等)		H23.3.21～： 下記の地域以外 H23.3.21～5:4時限： 白河市、いわき市、矢野町、榎町、矢祭町、塩崎、西郷村、泉崎村、中島村、鮎川村 H23.3.21～5:11時限： 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、通川村、昭和村、榎枝村 H23.3.21～5:25時限： 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字駒、原町区高倉字炊屋敷、原町区高倉字七曲、原町区高倉字結木森、原町区馬場字玉台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗原、原町区片倉字行津及び原町区大字原和田城の区域を除く。）、 H23.3.21～6:15時限： 福島市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浪川町、吉野町、三春町、小野町、天来村、玉川村、平田町 H23.3.21～6:23時限： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山本屋の区域を除く。）、大玉村 H23.3.21～H23.25:29時限： 福島市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、 H23.3.21～H23.17時限： 南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字駒、原町区高倉字炊屋敷、原町区高倉字七曲、原町区高倉字結木森、原町区馬場字玉台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗原、原町区片倉字行津及び原町区大字原和田城の区域に限る。）、川俣町（山本屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、 H23.3.21～H23.14時限： 富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、新郷村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、	
	その他すべて		H23.3.21～H23.14時限： 富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、新郷村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、	
			H23.3.21～： 下記の地域以外 H23.3.21～4:27時限： 喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、通川村、昭和村、榎枝村 H23.3.21～5:4時限： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山本屋の区域を除く。）、大玉村 H23.3.21～5:11時限： 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、通川村、昭和村、榎枝村 H23.3.21～5:25時限： 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字駒、原町区高倉字炊屋敷、原町区高倉字七曲、原町区高倉字結木森、原町区馬場字玉台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗原、原町区片倉字行津及び原町区大字原和田城の区域を除く。）、 H23.3.21～6:15時限： 福島市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浪川町、吉野町、三春町、小野町、天来村、玉川村、平田町 H23.3.21～6:23時限： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山本屋の区域を除く。）、大玉村 H23.3.21～H23.25:29時限： 福島市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、 H23.3.21～H23.17時限： 南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字駒、原町区高倉字炊屋敷、原町区高倉字七曲、原町区高倉字結木森、原町区馬場字玉台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗原、原町区片倉字行津及び原町区大字原和田城の区域に限る。）、川俣町（山本屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、 H23.3.21～H23.14時限： 富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、新郷村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、	
			H23.3.21～H23.17時限： 南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字駒、原町区高倉	

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：平成30年6月7日現在

福島県		摂取制限
非結球性葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等）		H23.3.23～ 下記の地域以外
		H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
		H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）
		H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村
		H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
		H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
		H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
		南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
結球性葉菜類（キャベツ等）		H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯館村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
		H23.3.23～ 下記の地域以外
		H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
		H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）
		H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
		H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
		H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
		南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー等）		H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯館村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
		H23.3.23～ 下記の地域以外
		H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.4解除：いわき市
		H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町
		H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村
		H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
		H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
		H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
水産物 ヤマメ（養殖を除く。）		南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
		H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯館村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
	原木シイタケ（露地）	H23.4.13～： 飯館村
	キノコ類（野生のものに限る。）	H23.9.0～： 棚倉町（※首根菌に属する野生キノコに限る）
		H23.9.15～： いわき市、棚倉町
		H23.9.20～： 南相馬市
	イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.22解除： 全域
	ヤマメ（養殖を除く。）	H24.3.29～： 新田川（支流を含む。）
肉 イノシシの肉		H23.11.9～： 相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村
		H23.11.26～： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※ の箇所は摂取制限の対象